

令和4年度七戸町会計年度任用職員募集要項

町では、七戸町会計年度任用職員を募集します。

●募集職種

事務補助員 1名

●申込方法

「七戸町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記載し、七戸町教育委員会七戸中央公民館に提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

※業務従事証明書の提出を求める場合があります。

●申込締切

令和4年3月18日（金） 午後5時必着（郵送可）

●選考方法

書類選考（七戸町会計年度任用職員申込書）並びに面接で行います。

※応募にあたって年齢の上限はありません。

ただし、以下に該当している人は応募できません。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・七戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

●採用までの流れ

応募締め切り：令和4年3月18日（金）必着

面接選考日：令和4年3月

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

●勤務条件

勤務場所：七戸中央公民館 上北郡七戸町字森ノ上 210 番地

勤務内容：公民館業務・図書室業務等

勤務体系：シフト勤務による土日勤務ありの変形型労働時間制（週 35 時間）

休日等：祝日は休館日となります。

●任用期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。

※任用開始期日までに採用者が決定しない場合は、随時採用予定。

●給与・報酬額等

報酬：月額 131,961 円～136,025 円

支給日：21 日

※経歴による加算がある場合があります。（上限あり）

●労災保険

労働者災害補償保険法又は公務災害補償が適用となります。

●社会保険（健康保険）

社会保険（健康保険）又は地方公務員共済が適用になります。

●雇用保険・退職手当

雇用保険又は地方公務員の退職手当制度が適用になります。

●通勤費

距離及び通勤回数に応じて支給します。

●期末手当

週 15 時間 30 分以上の勤務かつ任期が 6 か月以上の場合該当します。

6 月と 12 月に支給します。

●年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

※その他（公民権行使等休暇、裁判員等出頭休暇、骨髄ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、妊娠中の女性の母体・胎児健康保持休暇、妊婦の通勤緩和休暇、妊婦の健康診断休暇、産前・産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、忌引休暇、祭日休暇、夏季休暇、災害による住居滅失等休暇、災害又は交通機関の事故等による出勤困難休暇、災害時の退勤途上危険回避休暇）

※無給の休暇（公務災害休暇、負傷・疾病等休暇、介護休暇、介護時間）

●服務に関する規程の適用

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されますのでご注意ください。

・服務の根本基準（地方公務員法第 30 条）

・服務の宣誓（地方公務員法第 31 条）

※服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。

・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）

・信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）

・秘密を守る義務（地方公務員法第 34 条）

- ・職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）
- ・政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条）
- ・争議行為等の禁止（地方公務員法第 37 条）
- ・営利企業への従事等の制限（地方公務員法第 38 条）

※パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、町での勤務時間と、兼業先の勤務時間との合計が、労働基準法第 32 条で定める労働時間（休憩時間を除き、1 日 8 時間又は週 40 時間）を超える場合は、原則、兼業先での勤務をすることはできません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に関し、報告を求めることがあります。

その他、町の服務規程等が適用され、かつ、分限・懲戒処分等の対象となるとともに人事評価制度の対象となります。

●時間外勤務

時間外勤務を命じる場合があります。

●留意事項

①条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から 1 か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第 22 条の 2 第 7 項）。また、採用後 1 月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第 29 条の 2 の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

②再度の任用について

同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則 4 回（当初の採用から原則 5 年）までとしています。毎年度公募することもありますので、予めご承知おきください。

●申込先・問合せ先

七戸町教育委員会七戸中央公民館

〒039-2827

青森県上北郡七戸町字森ノ上 210 番地

TEL 0176-68-2920

※勤務条件や業務に関する詳しい内容は、直接七戸中央公民館にお問合せください。

七 第 号
年 月 日

様

任命権者

七戸町会計年度任用職員面接選考日の案内について

このことについて、下記の日程で行いますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 年 月 日 ()
- 2 場 所
- 3 問合わせ 七戸町役場 課 担当
 TEL (内線)
- 4 そ の 他 当日来られない方は、必ず連絡くださるようお願いいたします。

七 第 号
年 月 日

様

任命権者

七戸町会計年度任用職員採用内定通知

あなたを、 年 月 日付けで採用することに内定しましたので通知します。
なお、つぎのとおり内定者説明会を行いますので、ご出席ください

内定者説明会

- ・日 時 年 月 日 ()
- ・場 所
- ・問合わせ 七戸町役場 課 担当
TEL (内線)
- ・そ の 他 採用を辞退される方は、必ず連絡くださるようお願いします。

七 第 号
年 月 日

様

任命権者

七戸町職員採用試験の結果について（通知）

この度は、七戸町会計年度任用職員募集に際し受験くださり、誠にありがとうございました。

厳正なる選考の結果、残念ながら貴殿のご希望に添いかねる結果となりましたことを御連絡申し上げます。

末筆ながら、貴殿の今後の御活躍を心よりお祈り申し上げます。

担 当 七戸町 課
TEL 0176- - (内線)